

令和5年7月4日

新居弁天公園 整備・管理運営事業 公募設置等計画の認定について

都市公園法第5条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、当該公募設置等計画が適当である旨を認定します。

記

1. 認定計画提出者 トラストリング株式会社
2. 認定日 令和5年7月4日
3. 認定の有効期間 令和5年7月4日から令和25年7月3日まで
4. 設置場所 新居弁天公園



以上